

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について

(概要版)

令和元年 12 月

愛知県包括外部監査人

公認会計士 都 成 哲

目次

第1章 外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 外部監査の対象部署.....	2
5 外部監査の対象期間.....	2
6 外部監査の実施期間.....	2
7 外部監査の方法.....	2
8 包括外部監査人及び補助者.....	2
9 利害関係.....	3
第2章 愛知県の高齢者福祉施策.....	4
1 愛知県の高齢者福祉施策の策定方針概要.....	4
2 愛知県高齢者健康福祉計画.....	4
3 愛知県介護給付適正化計画.....	10
第3章 監査の結果.....	12
1 低所得者利用者負担軽減助成事業.....	12
2 介護サービス第三者評価推進事業.....	12
3 介護事業所人材育成認証評価事業.....	16
4 高齢者地域福祉推進事業助成.....	18
5 軽費老人ホーム利用料助成事業.....	19
6 福祉生きがいセンター運営助成等.....	22
7 介護保険事業指導.....	24
8 介護福祉士等修学資金等貸付事業.....	29
9 介護福祉士資格取得支援事業.....	30
10 地域づくり交流促進基盤整備事業.....	31
11 地域包括ケア相談体制整備事業.....	33
12 地域リハビリテーション専門職育成事業.....	33
13 地域医療支援事業.....	34
14 認知症介護者等養成研修事業.....	34
15 認知症介護実践者等養成事業.....	34
16 認知症サポーター養成講座事業.....	36
17 社会福祉法人等の指導監査事業.....	37

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、**【指摘】**、**【意見】**として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について」

3 事件を選定した理由

我が国は、2011年から人口減少社会に移行するとともに、75歳以上の高齢者が急増し、超高齢社会に突入している。国立社会保障・人口問題研究所の発表によれば全国の75歳以上人口の比率は2015年で12.8%であったが、2025年には17.8%にまで上昇するものと推計されている（人口ベースでは2025年の75歳以上人口は2015年と比較して1.34倍となると推計されている）。（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」）

一方、愛知県の75歳以上人口の比率は、2015年で10.8%であったが、2025年には15.7%にまで上昇するものと推計されている（人口ベースでは、2025年の75歳以上の人口は2015年と比較して1.45倍となると推計されている）。

これは、愛知県においても、高齢化が着実に進行することを示すものであり、また、75歳以上の人口は、全国を上回るペースで増加することが推計されていることから、愛知県にはこうした超高齢社会に対応した施策展開が求められている。

このような中、愛知県は「あいち健康福祉ビジョン」において、高齢者福祉を含む健康福祉全般の方向性を示し、個別計画である「愛知県高齢者健康福祉計画」において、高齢者福祉施策の具体的な取組を示している。

高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会を実現するために、愛知県が果たすべき役割は今後ますます重要となってくることから、高齢者福祉事業が経済的、効率的、効果的に実施されているかどうかを監査することは県民にとって有意義であると考え、監査のテーマとして選定した。

4 外部監査の対象部署
福祉局

5 外部監査の対象期間
原則として平成30年度。
ただし、必要に応じて平成29年度以前及び令和元年度も対象とする。

6 外部監査の実施期間
自：令和元年6月7日 至：令和元年12月17日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- 高齢者福祉事業に関する財務事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に執行されているか。
- 高齢者福祉事業に関する財務事務は、経済的・効率的・効果的に執行されているか。

(2) 主な監査手続

- 関連資料の閲覧
- 担当者への質問

8 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

都 成哲 (公認会計士)

(2) 補助者

道家 秀幸 (公認会計士)

内田 充幸 (公認会計士)

森 健 (公認会計士)

河北 守宏 (公認会計士)

井口 達也 (公認会計士)

片山 真希 (公認会計士)

伊藤 資子 (公認会計士)

渡邊 崇 (公認会計士)

清水 秀和 (公認会計士)

富田 隆司 (弁護士)

野間 恭介 (公認情報システム監査人)
大楠 誠 (中小企業診断士)

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 愛知県の高齢者福祉施策

1 愛知県の高齢者福祉施策の策定方針概要

県は高齢者福祉施策を推し進めるため、「愛知県高齢者健康福祉計画」及び「愛知県介護給付適正化計画」の2つの計画を立案し、実行している。

「愛知県高齢者健康福祉計画」の策定については、保健・医療・福祉の各界代表、保険者代表、被保険者代表、学識経験者等18名を委員とする「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置し、高齢者福祉に関する県が検討すべき課題について広く意見を聴取したうえで計画策定のための検討を行い、具体的な高齢者福祉施策の事業に反映させている。

また、「愛知県介護給付適正化計画」の策定についても、有識者から専門的な助言を求めるため、福祉の有識者を委員とした「愛知県介護給付適正化計画有識者会議」を開催し、関係者との相互理解の下に県として真に必要とされる施策の実現ができるよう具体的な事業執行に反映させている。

なお、住民との直接の関係を有する市町村とも、情報共有や意見交換を通じて、各市町村が抱える課題や要望を把握し、県として求められている役割を果たせるよう高齢者福祉施策の計画策定及び進捗状況の確認を行っている。

2 愛知県高齢者健康福祉計画

愛知県は、県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法第20条の9に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第118条に規定する「介護保険事業支援計画」を一体として「愛知県高齢者健康福祉計画」を策定している。

主な内容は以下のとおりである。

■ 計画の性格と期間

この計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく法定計画として、市町村が策定する「市町村老人福祉計画」及び「市町村介護保険事業計画」における各種サービスの目標量等を参酌しつつ、広域的な調整を行ったうえ策定したものであり、今後の県の高齢者健康福祉施策を進めるに当たっての総合的かつ具体的な指針となるものである。

また、この計画は、平成28年3月に策定した、県の健康福祉分野のこれからの方向性や各分野に共通する視点、重要な取組を示した「あいち健康福祉ビジョン2020」の基本理念である「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健(けん)幸(こう)社会』の実現」を踏まえ、高齢者の分野について具体的な取組を示すものである。

この計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間である。

■ 計画の推進及び施策・事業の範囲

この計画の推進に当たっては、毎年度、その進捗状況を的確に把握し、計画の適切な評価や進行管理に努めている。

この計画の施策・事業の範囲は、高齢者の保健・医療・福祉を推進するため、国、県、市町村、ボランティア、NPO（非営利団体）、民間諸団体が愛知県において実施している施策・事業としている。なお、この計画は、指定都市である名古屋市、中核市である豊橋市、岡崎市及び豊田市における施策・事業についても含んでいる。

■ 計画の基本理念と基本目標

この計画の策定に当たっての基本的な理念を次のとおりとしており、また、この理念を具体的な施策として展開するため、基本目標を定めている。

(基本理念)

社会状況が大きく変化していく中であって、介護・医療など高齢者の生活に必要な支援を確保し、高齢者の誰もが、住み慣れた家庭や地域において、人としての尊厳を持って生き生きとした生活をしていくことのできる社会を築いていくことが求められている。そのため、この計画では、「高齢者の自立と自己実現を地域で支える健康福祉」を基本理念として掲げ、人と人とのつながり・支え合いにより、「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」に向け、施策を展開していくこととしている。

(基本目標)

望ましい高齢者の健康福祉の実現のため、次の7項目を基本目標に掲げ、介護、医療、予防、生活支援サービス、住まいが地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を進めている。

- ✓ 介護保険サービスの充実
- ✓ 在宅医療の提供体制の整備
- ✓ 認知症高齢者支援対策の推進
- ✓ 介護予防と生きがい対策の推進
- ✓ 生活支援の推進
- ✓ 高齢者の生活環境の整備
- ✓ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上

具体的には以下のとおりである。

✓ 介護保険サービスの充実

表1 主な目標

主なサービス種別		単位	H29年度 実績見込み	第7期目標 (R2年度末)
居宅 サービス	訪問介護	回/年	8,404,968	14,505,598
	通所介護	回/年	7,098,096	8,030,240
	短期入所生活介護	日/年	2,125,704	2,335,887
地域密着型 サービス	小規模多機能型居宅 介護	人/年	35,196	46,108
	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	人/年	9,240	12,986
施設 サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人	24,811	26,281
	介護老人保健施設	人	18,407	18,986

(出典：第7期愛知県高齢者健康福祉計画概要版より一部修正)

✓ 在宅医療の提供体制の整備

- 退院支援から生活の場における支援、急変時の対応、看取りまで、切れ目のない在宅医療提供体制構築の推進
- 二次医療圏に1か所以上の地域医療支援病院の整備の推進

✓ 認知症高齢者支援対策の推進

- 認知症サポーターの養成
- 認知症カフェの設置促進
- 早期診断・早期発見ができる体制整備のための研修の実施
- 愛知県若年性認知症総合支援センターの運営
- 認知症の人にやさしい企業サポーターの養成
- 認知症パートナー宣言
- 国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザの連携ラボによる認知症予防プログラムの開発

- ✓ 介護予防と生きがい対策の推進
 - 地域の介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職等の育成
 - あいちシルバーカレッジの定員増と学習内容の充実

- ✓ 生活支援の推進
 - 生活支援コーディネーターの資質向上への支援
 - 介護支援専門員に対する、高齢者や介護者が罹患しやすい精神疾患等への理解を深めるための研修の実施

- ✓ 高齢者の生活環境の整備
 - 既存住宅のバリアフリー化の促進
 - サービス付き高齢者向け住宅等の生活支援サービスが付加された賃貸住宅の供給促進

- ✓ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上
 - 介護支援専門員の人材養成・資質向上のための研修の実施
 - 福祉人材センターにおける離職した介護人材の登録及び求人情報の提供による介護人材の再就職の促進
 - 介護ロボットの導入支援や介護職員の労働条件の改善に取り組む事業所に対する「介護事業所人材育成認証評価事業」の実施

表2 介護職員数推計結果

単位（人）

	需要推計	供給推計	需要と供給の差
平成 27(2015)年	91,374	91,374	0
平成 30(2018)年	100,190	98,903	1,287
平成 32(2020)年	107,617	104,147	3,470
平成 37(2025)年	125,273	113,943	11,330

(出典：第7期愛知県高齢者健康福祉計画)

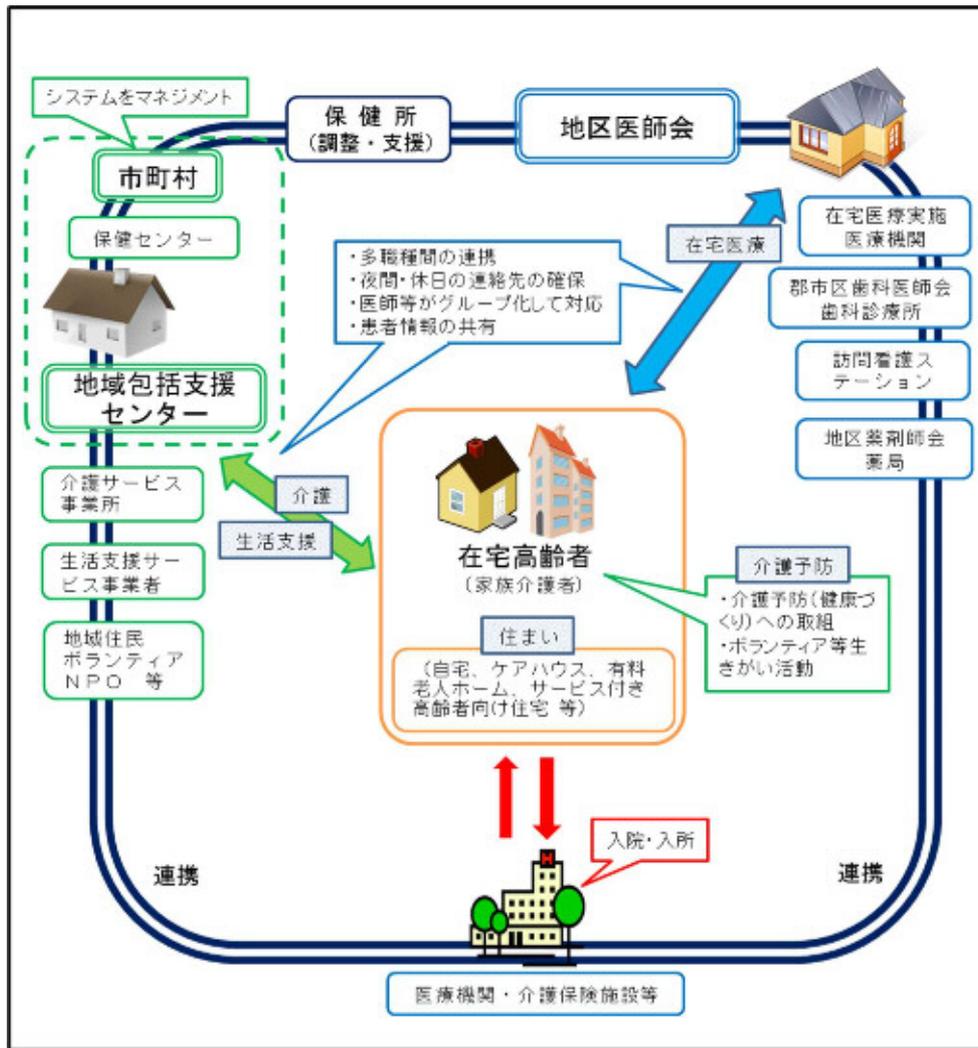


図1 地域包括ケアシステム
 (出典：第7期愛知県高齢者健康福祉計画)

3 愛知県介護給付適正化計画

愛知県においては、国の「第4期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、受給者が真に必要とする過不足ない介護サービスを提供し、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、「第4期愛知県介護給付適正化計画」を策定している。

愛知県においては、第4期介護給付適正化計画において取り組むべき事業として、第1期・第2期及び第3期に引き続き、「認定調査状況チェック」、「ケアプランチェック」、「住宅改修実態調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」について実施することとしている。

各事業の実施目標値の設定についての考え方と目標項目及び目標値については以下のとおりである。

表3 目標値の設定についての考え方

認定調査状況のチェック	第3期の目標を100%としており、28年度実績として96.1%の保険者が達成したため、引き続き100%を目標として設定する。
ケアプランチェック	効果が高いと考えられるケアプラン（事業所）を抽出し、以下のとおり設定する。 ケアマネジャーが一人の事業所：3か年で全ての事業所 特定事業所加算を算定していない事業所：3か年で全ての事業所 初回加算を算定したケアプラン：初回加算算定請求件数の5%
住宅改修実態調査	質的向上を図る観点から、一定水準以下の保険者の水準を引き上げるため、極端に目標設定の低い保険者を除き、保険者が目標として設定した割合の単純集計による平均値とする。
医療情報との突合・縦覧点検	費用対効果が最も見込まれる項目であり、重点的あるいは優先的な取組を促進する必要があることから、保険者からの意見を基に、それぞれ効果が高いと考えられる2帳票を抽出し、12か月として設定する。
介護給付費通知	第3期の目標設定を12か月としており、28年度実績として84.3%の保険者が達成したため、引き続き12か月を目標として設定する。

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画)

表4 主要5事業実施率

区 分	28年度実績	32年度目標
認定調査状況チェック	100.0%	100%
ケアプランチェック	90.2%	100%
住宅改修の点検	98.0%	100%
福祉用具購入・貸与調査	78.4%	100%
縦覧点検	100.0%	100%
医療情報との突合	80.4%	100%
介護給付費通知	90.2%	100%

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画)

表5 主要5事業点検割合等

項目		単位	28年度実績	32年度目標	
認定調査状況チェック	更新認定点検割合	%	99.7	100	
	変更認定点検割合	%	99.9	100	
ケアプランチェック	一人ケアマネ	%	-	100	
	特定事業所加算未算定	%	-	100	
	初回加算	%	-	5	
住宅改修等の点検	住宅改修	施工前点検割合	%	15.3	30
		施工後点検割合	%	11.8	30
	福祉用具	購入	%	22.9	25
		貸与	%	32.2	35
医療情報との突合・縦覧点検	医療情報	突合区分「01」	月	-	12
		突合区分「02」	月	-	12
	縦覧点検	点検種類「5」	月	-	12
		点検種類「9」	月	-	12
介護給付費通知	年間提供月数	月	10.2	12	

(注)1 各項目の平成28(2016)年度実績は、各保険者の実績値の単純集計平均値を、平成32(2020)年度目標は県として各保険者が目標とすべき値を設定した。

(注)2 突合区分「01」：(介護情報)全てのサービス種類⇔(医療情報)入院中
 突合区分「02」：(介護情報)居宅療養管理指導費(Ⅰ)等⇔(医療情報)在宅時医学総合管理料
 点検種類「5」：要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表
 点検種類「9」：軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表

(出典：第4期愛知県介護給付適正化計画)

第3章 監査の結果

1 低所得者利用者負担軽減助成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 低所得者利用者負担軽減への協力促進について【意見】

低所得者の方でも介護を受けられるように負担の軽減を図るべく、市町村を通じて事業所への働きかけを行っており、実施事業所数は約8割とかなり高い率とはなっている。しかしながら、全事業所に協力してもらえる状況までは至っていない。

低所得者利用者負担軽減の実施事業所であるか否かは、介護サービス情報公表システムで公表されているものの、介護サービスの利用者はそこまで深く公開されている情報を読み込んでいない可能性も想定される。また情報量も膨大であるため、求める情報にたどり着きにくい状況にある。仮に情報を把握していたとしても専門的知識がない方が理解するのは容易ではない。

そのため、低所得者利用者負担軽減という制度を利用者の方に認知してもらうと共に、介護支援専門員に対しても周知することにより、利用者が介護事業所を選定する際に当該情報が有効に活用され、協力している事業所が利用者から選択されやすくなることで、協力してもらえる事業所を増やすような取組が望まれる。

また、県の役割としては、上記に示したような市町村（特に積極的な取組を行っている市町村）の情報を各市町村と共有し、周りの状況を意識してもらうことで、市町村の取組強化を推進することが望ましい。

2 介護サービス第三者評価推進事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 介護サービス情報の公表について【意見】

表のとおり、介護サービス情報を公表していない事業所(32事業所が該当)が存在しているが、介護サービス情報公表システムで事業所名の公表が行われていない。

表6 介護サービス情報の公表事業所

当初公表対象事業所数	5,571
休止事業所数	31
廃止事業所数	171
公表対象事業所数	5,369
報告の無い事業所数	32
報告済事業所数	5,337
公表率	99.40%

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

なお、上記の表に記載の報告済事業所数は、最終的に報告のあった事業所の数である。当初の報告期限において報告の無かった事業所への対応として、県は再三に渡る郵便、FAXでの督促や市町村に対する周知徹底の呼び掛けを行っている。それでも報告が無い場合には、実地指導により、全ての事業所から報告をもらえるように努めている。

また、情報を公表していない事業所の中には、県が発送した郵便物が宛先不明で返送されてくる等、事業を廃止した可能性のある事業所も存在している。事業を廃止した事業所は介護保険法に基づき、廃止した旨を都道府県知事に届け出る必要があるが、介護サービス事業所は6年ごとに指定(許可)の更新を受ける必要があり、その時点で事業所から外れることになるため、費用対効果の観点から廃止事業所の積極的な調査は行われていない。

介護サービスに関する情報を県に報告するのは介護サービスを行う事業所の義務であるため、監督者の責務として、義務不履行の事業所の情報は公表することが望ましい。

特に県においては、介護サービス情報公表システム上に「未掲載の事業所について」という項目を設けており、そこに「該当するデータが見つかりません」との記載があると、全ての事業所が情報を公表しているものと誤解を招きかねないため、留意することが望ましい。

(2) 指定調査機関の割り当てについて【意見】

各調査機関が、どの事業所を調査するかについては、調査機関が事業所に対して独立性を保持できることを担保するために、2年連続で同じ事業

所の担当とならないように配慮して、高齢福祉課の介護保険指定・指導グループで分担を決めている。

表 7 各調査機関の調査件数

調査機関名	調査可能件数	調査件数
特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント	55	34
特定非営利活動法人『サークル・福寿草』	100	49
公益財団法人総合健康推進財団	100	40
株式会社中部評価センター	300	108
特定非営利活動法人なごみ（和）の会	130	49
特定非営利活動法人HEART TO HEART	450	182
株式会社ユニバーサルリンク	250	144
株式会社第三者評価機構	150	48
一般社団法人福祉サービス評価センター	43	18
合計	1,578	672

(出典：調査機関名、調査可能件数については、「介護サービス情報公表調査事業について」より抜粋、調査件数については各調査機関の調査報告より監査人が集計)

ただし、地域密着型サービス外部評価事業（民間同士の契約）において外部評価を受ける事業所については、厚生労働省の平成 21 年 2 月 19 日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料にある考え方にに基づき、地域密着型サービス外部評価事業における調査の申込に合わせて当事業においても同じ調査機関が割り当てられるため、2 年連続で同じ調査機関が割り当てられているケースがある（27 事業所（全体に対する 4%））が該当。

事業所の事務負担、調査負担に配慮したことによる結果ではあるが、調査機関の割り当てに関しては、独立性阻害要因の排除、また評価の均質化のためにも、例外なく、連続して同じ組み合わせとならないように配慮することが望ましい。

「平成 21 年 2 月 19 日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」の記載も、評価機関が同一の場合には同一日に実施することが考えられるということであり、評価機関が異なるということが前提にあれば、これは当てはまらない。独立性の担保と事務負担、調査負担の軽減のいずれを優先するかという難しい課題ではあるが、検討することが望ましい。

なお、外部調査機関は上記のとおり 9 機関あり、いずれの調査機関においても、調査可能件数に対して実際の調査件数はかなり少なく、調査余力の観点からは障害はない。

(3) 調査結果の分析について【意見】

「介護サービス情報の公表」制度において、都道府県知事は、事業所から報告された内容を公表することになるが、必要に応じてその内容を調査することができることされており、県は事業所から手数料を徴収したうえで、指定調査機関に業務委託している。

調査機関からは、調査終了後に事業所ごとの調査日、調査員氏名、常勤・非常勤の別、常勤の場合の月給、非常勤の場合の日当、調査時間、往復時間、とりまとめ時間、交通費、修正数（事業所が県に報告した情報のうち、調査機関が誤りと認定し、介護サービス情報公表システム上の情報を修正した数）について報告をもらっている。また、各調査機関とは毎月、会議を行っており、調査状況については、共有が図られている。

修正の内容については、県自ら介護サービス情報公表システム上での確認が可能である。指定調査機関からの報告によれば、事業所間で修正数にかなりのばらつきがあるが、その要因については分析が行われていない。

表 8 調査機関および修正数

調査機関名	修正数		
	最小	最大	平均
特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント	0	119	22.9
特定非営利活動法人『サークル・福寿草』	0	104	20.3
公益財団法人総合健康推進財団	0	221	22.1
株式会社中部評価センター	0	101	10.1
特定非営利活動法人なごみ（和）の会	0	39	9.3
特定非営利活動法人HEART TO HEART	0	155	9.9
株式会社ユニバーサルリンク	0	19	4.3
株式会社第三者評価機構	0	120	8.1
一般社団法人福祉サービス評価センター	0	13	3.5

（出典：各調査機関の調査報告より監査人作成）

修正数があまりに多いと調査時間を要すると共に、調査機関側でも誤りを見落とす可能性が高まり、効率的ではないと考えられる。例えば、修正内

容の分析を行い、誤りの多い事例等を周知することで、各事業所の当初の登録内容の正確性を高めることは可能と考えられる。

そういった取組により、調査機関の手間を減らし、調査時間の削減を図ることで、事業予算の削減に繋げることができる可能性もある。調査結果の分析及び周知に取り組むことが望ましい。

3 介護事業所人材育成認証評価事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 認証取得の申請数について【意見】

認証評価制度の認知度が低く、介護事業所総数（5,369事業所）に対し、過去の申請事業所数は下表のとおりであり、制度創設から4年が経過しているが、申請数が伸び悩んでいる。

表9 過去申請数

年度	申請数	認証数	連続認証
H27	177	102 (58%)	—
H28	138	75 (54%)	—
H29	100	83 (83%)	26
H30	108	102 (95%)	32

(出典：福祉局高齢福祉課作成資料)

その対策として、認証を得た場合のロゴマークを利用者、介護支援専門員、求職者に浸透させるため、協賛企業もロゴマークを使用できるようにする等、広報に努めている。

介護サービスを行う人材の不足に対応すべく、優良な事業所に、人が集まりやすいような仕組みを構築し、事業所のモチベーションを高めようとしている点は評価できる。しかしながら、制度創設から4年が経過してもなお、申請数が全く伸びていない。

これに対し、愛知県介護サービス第三者評価推進会議において、各委員から有用な意見を受領している。委員の構成は次のとおりであり、介護サービスに関連する各分野に精通した多様な方から意見を収集できる貴重な場が存在している。

愛知県介護サービス第三者評価推進会議委員の構成

- ・ソレイユ法律事務所（愛知県弁護士会所属） 弁護士
- ・名古屋大学大学院医学系研究科 講師
- ・国立長寿医療研究センター 内科総合診療部長兼長寿医療研修センター長
- ・日本司法支援センター愛知地方事務所 事務局長
- ・愛知県老人福祉施設協議会 監事
- ・愛知県市長会
- ・春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課長
- ・愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会
- ・愛知県町村会 東浦町役場健康福祉部福祉課長
- ・一般社団法人愛知県介護福祉士会 会長
- ・公益社団法人愛知県医師会 理事
- ・公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部 事務局
- ・愛知県認知症グループホーム連絡協議会 会長
- ・一般社団法人福祉評価推進事業団 代表理事

（出典：愛知県介護サービス第三者評価推進会議委員名簿）

介護サービス第三者評価推進会議で各委員から出された次のような意見も取組に反映させ、ロゴマークを含めた制度全体の仕組みについて周知し、介護人材及び事業所へのメリットをより一層アピールしていくことが望ましい。

介護サービス第三者評価推進会議 意見

- ✓ 使用数の制限があるわけではないので、ロゴマークの使用要件を緩和していく
- ✓ 使用申請をした事業所からロゴマークを使用してどのようなメリットがあったかなどの情報を収集し周知する
- ✓ 新聞の広報記事等に大きく載せてもらう
- ✓ 学校法人に制度を伝えていく（就職の際の指標になるように）
- ✓ 福祉の専門学校や大学へ県職員が制度の説明に行く
- ✓ 福祉系の就職説明会でこの制度が活かせるように説明する
- ✓ 県民に対し、「良い施設の選び方」というような講座を開催する
- ✓ 具体的な申請数等の目標値を設定し、ビジョンを示す
- ✓ 企業側のメリットをアピールする
- ✓ 事業者に対し、時代の変化に合わせた人材の受け入れに協力する

（出典：平成30年度愛知県介護サービス第三者評価推進会議会議録）

4 高齢者地域福祉推進事業助成

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 老人クラブの加入率の減少について【意見】

当事業の助成の対象となっている老人クラブの加入率は年々減少している。

県はこれについて、市町村によって加入率に著しい差があるため、市町村ごとの活動事例を記載した資料を作成して配布し、他の市町村の取組にも活かしてもらおうという取組を行っている。

老人クラブは、発足以来、地域に根差した活動を通じて高齢者の生きがいや健康づくりに寄与しており、加入者にとっては老後の生活に欠かせない組織となっている。

近年、老後の生活環境が多様化してきている影響もあり、老人クラブへの加入率が減少すると、特定の高齢者だけへの助成となってしまうかねない。そうならないようにするためには、老人クラブの加入率を増加させていく必要があるが、そのための施策として、各市町村の加入率向上に向けた活動事例を紹介することで、会員増に繋げようとしている点は評価できる。各クラブでは様々な取組を行っており、他のクラブの取組を取り入れることで、クラブ活動の活性化に繋がることは間違いないと思われる。しかし、取組事例集の配布による効果だけで直ぐに加入率の増加に繋がることは想定しにくい。そのため、事例集を配布した後は市町村任せとなってしまうように、引き続き、県としての指導的機能の発揮、情報共有に取り組むとともに抜本的な解決策を模索していただくことを期待したい。

また、高齢化が進んでおり、現役を退く年齢が以前より遅くなっている現在において、老人クラブの対象者が60歳以上ということに囚われ、目標設定としての加入率の分母を60歳以上として分析するよりも、例えば65歳以上の加入率を分析したり、60歳以上の非就業人口の人数を分母として分析したりする等、実態に応じた分析を行ったほうが、現状分析や今後の方向性を検討する上で有用と考えられる。分析手法を検討し、老人クラブの活性化に繋げていくことが望ましい。

5 軽費老人ホーム利用料助成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) サービスの提供に要する支出額について【意見】

補助金の金額は、サービスの提供に要する支出額（以下「支出額」）、サービスの提供に要する費用基準額（以下「基準額」）のいずれか少ない方の金額から本人徴収額を控除して算出される。

表 10 は、全 63 施設中、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下、特定施設という）10 施設を含む 73 件のうち、検出事項が明確になるように支出率（支出額÷基準額）の小さい施設 10 件、大きい施設 20 件を表として記載している。なお、総事業費は施設の経費で補助金の対象にならない経費も含んだ金額である。

表 10 軽費老人ホーム（一部） 交付補助金の施設別金額

(単位:千円)

1	2	3	4
総事業費	サービスの提供に要する支出額	サービスの提供に要する費用基準額	基準額に対する支出率 2÷3
30,561	19,146	28,054	68.2%
30,852	4,748	5,254	90.4%
24,231	16,086	17,592	91.4%
27,998	18,075	19,013	95.1%
41,687	28,195	29,406	95.9%
22,406	14,469	15,002	96.4%
44,909	22,011	21,858	100.7%
56,659	34,590	34,171	101.2%
48,640	29,790	29,406	101.3%
33,483	20,768	20,139	103.1%

43件 省略

62,700	41,500	27,192	152.6%	
61,358	47,655	31,104	153.2%	
166,798	35,134	22,305	157.5%	
53,215	35,420	22,104	160.2%	
104,619	68,182	40,542	168.2%	
21,202	14,084	8,240	170.9%	
31,886	22,782	13,215	172.4%	
106,228	24,210	13,913	174.0%	
99,425	24,250	13,485	179.8%	
90,860	31,288	16,913	185.0%	
97,869	27,171	13,110	207.3%	
80,917	56,732	24,861	228.2%	
121,336	37,501	16,426	228.3%	
83,603	20,998	8,976	233.9%	
134,856	92,165	22,478	410.0%	
233,631	109,651	25,047	437.8%	
139,031	87,290	18,607	469.1%	
157,322	129,392	27,576	469.2%	
59,585	46,965	9,526	493.0%	
32,490	6,920	1,395	496.1%	
平均	70,385	35,463	24,082	157.3%

(出典：平成 30 年度軽費老人ホーム利用料補助金事業実績報告書の添付資料（利用料補助金サービスの提供に要する費用算出内訳（様式第 3））に基づき監査人が作成)

支出額は各施設からの報告に基づいている。また、基準額は国が定めた指針（「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日）厚生省社会局長通知）に基づいて県が設定している。この比率（支出額÷基準額の数値）は、表のとおり68%から496%と大きなバラツキが生じており、これは県が設定した基準額と実際に施設で発生した経費とで各施設において大きな差異があること示している。

これについて、原因を質問したところ、高齢福祉課では各施設から提出される軽費老人ホーム利用料補助金事業実績報告書の添付資料である軽費老人ホーム支出内訳と収支決算（見込）書抄本を突合しているが、上記の観点での原因分析は特に実施していないとのことであった。

なお、ほとんどの場合は、支出額>基準額であり、支出額<基準額は非常に少数であることに関しては、基準額が実際に必要とされる金額よりも低い水準に設定されていることもその一因として考えられる。

適切な補助金を支給することについては、高齢福祉課として63施設すべてではないが、一部施設を対象に実地確認を行っている。

乖離の大きい施設については、収支決算（見込）書抄本をみて突出している費目があれば、施設に確認することが適切な補助金の支給の観点から望ましい。

(2) 補助金対象経費の確認について【意見】

各施設は利用料補助金所要額調書や軽費老人ホーム支出額内訳、収支予算書等の関係書類とともに軽費老人ホーム利用料補助金の申請を行っている。

高齢福祉課では受領した申請関係書類に記載の額の妥当性や整合性の確認をしている。軽費老人ホーム支出額内訳に記載の「総事業費」については、収支予算書の金額との整合性を確認しているが、「補助対象経費」については金額の妥当性に関する確認は実施していないとのことであった。

軽費老人ホームのうち、特定施設は介護保険給付が受けられ、介護保険給付対象となる経費を除いた金額が、軽費老人ホーム支出額内訳の「補助対象経費」に記載されるべき金額である。この補助対象経費の合

計額が各施設のサービスの提供に要する支出額として補助金算定の基準となることから、高齢福祉課における申請関係書類の確認では、補助対象経費の金額についてもその妥当性に関して確認することが望ましい。

なお、特定施設からの申請の際には、事業費から除いた金額がある場合にはその内容を備考欄に記載する等の指導をすることも有用であると考えます。

6 福祉生きがいセンター運営助成等

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) あいちシルバーカレッジの定員数について【意見】

あいちシルバーカレッジについては、人気が高く、希望したにも関わらず、何度も抽選に漏れ、入学できない方が存在している。

また、開催地域によって、倍率に差が生じている。

あいちシルバーカレッジについては、卒業後に地域でのリーダーとしての活動を行っていくことが望まれている。

そのため、あいちシルバーカレッジのカリキュラムに、地域リーダーの育成に関する項目をこれまでよりも充実させていく等、さらに事業の趣旨に沿った運営を行うことが望ましい。

(2) 高齢者の生きがいづくりについて【意見】

高齢者の生きがいづくりに関連して、高齢福祉課として、以下のような事業がある。

- 福祉生きがいセンター運営助成等（当項目）
- 高齢者地域福祉推進事業助成（単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、愛知県老人クラブ連合会への助成）
- 公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会助成

これらの事業について、個々の事業の必要性および規模の妥当性については検討されているが、相互事業の関連など俯瞰的な検討はなされていない。

上記の事業については、基本的には高齢者の余暇を充実させる施策として制度設計されていると考えられる。

年金受給年齢が繰り下げられ、定年を延長して働く高齢者が増加している中、定年で完全に仕事を離れ、余暇やボランティアで過ごすという高齢者は少なくなっていくものと推定される。したがって、高齢者の生きがいづくりについても、就業している高齢者も前提にする等、この変化に対応させることが望ましい。

(3) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の委託契約について【意見】

県は、高齢者の生きがいと健康づくり推進のために、シルバーカレッジ運営事業や長寿フェア開催事業などの事業をまとめて「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」として、社会福祉協議会に委託している。

平成30年度には、この委託事業に余剰金が発生する見込みとなったため、社会福祉協議会が県に変更契約の申請を行い、この申請に基づき県と社会福祉協議会は委託料を減額する変更契約を締結している。社会福祉協議会からの変更契約の申請では、委託事業に含まれる5つの事業区分により収支を見込んだ上で、5つの事業に要する県からの委託料額が明示されている。

一方、社会福祉協議会から提出された事業の完了報告には、委託事業の収支計算書及び資金収支内訳（見込）書が添付されているが、この報告書では、変更契約の申請で示された5つの事業毎の収支は明示されていない。

なお、社会福祉協議会が団体として作成している資金収支計算書では、表11のとおり4つの事業区分による収支管理はされているものの変更契約の申請で明示した5つの事業区分による収支管理は行われておらず、県はこの資金収支計算書の内容は把握していなかった。

表 11 変更契約の申請及び社会福祉協議会の資金収支計算書における
委託料の充当状況

(単位：円)

変更契約申請時	シルバー カレッジ 運営事業	長寿フェア 開催事業	全国健康 福祉祭事業	長寿情報の 提供事業	福祉生きがい センター管理費	計
委託料	3,165,559	2,862,000	6,899,265	480,600	96,916	13,504,340
社会福祉協議会の 資金収支計算書	シルバー カレッジ 運営事業	長寿フェア 開催事業	全国健康 福祉祭事業	長寿生きがい振興事業		計
委託料(※)	2,931,000	2,650,000	6,308,944	1,614,396		13,504,340

(福祉局高齢福祉課及び愛知県社会福祉協議会の資料により監査人作成)

(※) 社会福祉協議会の資金収支計算書においては、シルバーカレッジ運営事業、長寿フェア開催事業、全国健康福祉祭事業の三つの事業の委託料に係る消費税及び地方消費税が、全て長寿生きがい振興事業に含まれている。

委託事業に係る社会福祉協議会からの完了報告において、県が事業毎の収支報告を求めているのは、委託事業としては全体で一つの契約であり、契約額についてもあくまで一本で契約しているためとのことであった。

しかしながら、変更契約時には、事業毎の収支見込みが提出されており、また、県の予算積算も事業毎の積上げによるとのことであるため、県は事業毎の収支を把握できる完了報告を提出させた上で、委託料が適正に経理されたことを確認することが望まれる。

7 介護保険事業指導

○対象部局 福祉局高齢福祉課

(1) 介護技術コンテストについて【意見】

介護技術コンテストについて、介護士ではない一般の方への認知度も広めるため、開催当日は一般の観客も招くと共に当日の様子について YouTube で映像を公開している。しかし、YouTube の視聴数が著しく少ない状況にある。

■ 2019年1月14日開催 観客197名 出場者 16名

■ 2019年9月11日現在 386回視聴 (動画の長さ：1時間22分25秒)

優れた技術を他の介護士の手本とできるようにするだけでなく、一般の県民にも広報し、介護というものを理解してもらおうという意識は評価に値する。

しかしながら、視聴数が極端に少ない状況にあり、費用対効果の観点から、広報の仕方を見直すことが望ましい。

(2) 保険者同士の意見交換会について【意見】

介護給付適正化に関して他の保険者の取組を共有できるように、保険者同士の意見交換会の場を設けている。保険者同士の意見交換会については、介護給付適正化推進特別事業における研修の際に実施している。

県として、他の保険者の取組を知る機会を提供していることは評価できる。しかし、取組が遅れている保険者にとっては、上述の研修の際の意見交換だけでは、時間も十分に取れず、機会が不十分であると想定される。

取組の進んでいる保険者に関しては、それほど手厚いケアは必要ないが、取組の進んでいない保険者には、保険者の取組意識やノウハウの多寡により、保険者指導においてメリハリをつけた対応をすることが望ましい。

(3) 介護認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修の参加状況について【意見】

認定調査及び要介護認定等について、公平・公正かつ適切に実施するために必要な知識や技能の習得及び向上を目的とする介護認定調査員研修並びに介護認定審査会委員研修を実施している。

各研修とも新任研修と現任研修に分け、継続して研修を行っており、平成30年度においては、介護認定調査員研修は保険者職員向けに実施する等、前年踏襲ではなく、工夫を凝らして実施している。

しかし、介護認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修に参加していない市町村が存在している。

不参加の理由は市町村それぞれであるが、現任研修については、通常、1名も参加者がいないようなことは想定されず、各市町村に最新の情報や状況を浸透させるためにも、市町村に不参加の理由を聞いて、県側で研修の実施方法や内容等の検討材料にすることも有用である。

特に平成 30 年度介護認定調査員研修の現任研修については、例年とは異なり、市町村職員を対象として実施しており、対象者を市町村職員と定めた趣旨からも強く参加が望まれたはずである。参加していない市町村に対してはサポートを厚くすることが望まれる。

(4) 介護給付適正化支援事業について【意見】

愛知県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」とする）の「介護給付適正化システム」により提供される各種情報について、国保連との連携を図り、一層の有効活用が図られるように、市町村を訪問して指導を行っている。

平成 25～26 年度の申込保険者に対し、平成 27～29 年度においては 1～5 の市町村へ実施し、平成 30 年度は国保連が実施保険者を選定（5 市町村）している。

表 12 介護給付適正化支援事業の申込及び実施状況
(平成 25 年度～平成 29 年度)

平成 25 年度申込保険者(37 保険者)

名古屋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市
津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市
蒲郡市	犬山市	小牧市	新城市	尾張旭市	高浜市
岩倉市	豊明市	愛西市	清須市	あま市	東郷町
日進市	豊山町	扶桑町	大治町	飛島村	阿久比町
南知多町	美浜町	武豊町	幸田町	設楽町	東栄町
知多北部					

平成 26 年度申込保険者(34 保険者)

名古屋市	豊橋市	岡崎市	半田市	春日井市	豊川市
津島市	碧南市	豊田市	安城市	新城市	蒲郡市
犬山市	小牧市	知立市	尾張旭市	岩倉市	豊明市
日進市	愛西市	清須市	北名古屋市	弥富市	東郷町
大治町	阿久比町	南知多町	美浜町	武豊町	幸田町
設楽町	東栄町	豊根村	知多北部		

○平成 25 年度、26 年度で申込があったが、平成 26 年度までに実施できなかった保険者(14 保険者)

名古屋市	豊橋市	豊川市	豊田市	新城市	知立市
岩倉市	豊明市	愛西市	弥富市	東郷町	設楽町
東栄町	豊根村				

平成 27 年度以降に実施した保険者は平成 25～26 年度に申込があったが、実施できなかった保険者から選定を行った

◆平成 27 年度支援実施保険者（1 保険者）

愛西市

◆平成 28 年度支援実施保険者（4 保険者）

新城市	設楽町	豊根村	東郷町
-----	-----	-----	-----

※新城市、設楽町、豊根村は合同で説明を行った（東栄町も出席予定であったが欠席）

◆平成 29 年度支援実施保険者（5 保険者）

豊橋市	知立市	岩倉市	豊明市	弥富市
-----	-----	-----	-----	-----

◆平成 30 年度支援実施保険者（5 保険者）

あま市	一宮市	稲沢市	刈谷市	江南市
-----	-----	-----	-----	-----

（出典：福祉局高齢福祉課作成資料）

保険者から希望を募り、希望した保険者については、指導することは対象の選定方法として一定の有効性はあると思われる。しかし、厚生労働省からの交付金額が確定してから、国保連へ委託することから、例年、着手するタイミングが遅くなるため、上記のとおり、年間 1～5 保険者に対してしか実施できないという制約がある。

平成 25～26 年度の申込保険者に対しての支援事業が一巡した中で、意識の高い保険者は支援を希望し、さらに介護給付適正化システムを活用する一方で、人員が十分でない等の理由により、介護給付適正化システムの活用がまだそれほど進んでいない保険者は支援希望も行わず、活用の格差が拡大することが考えられる。したがって、介護給付適正化システムの活用の度合いにより、支援する保険者を選定する等し、実効性のある選定方法を実施することが望ましい。

(5) 愛知県介護給付適正化計画有識者会議委員の選定プロセスについて

【意見】

愛知県介護給付適正化計画の策定及び推進に関して、有識者から専門的な助言を求めるため、愛知県介護給付適正化計画有識者会議を開催している。

有識者会議は、愛知県介護給付適正化計画有識者会議開催要綱を作成し、その要綱に基づき、会議の運営が滞りなく、行われるようにしているが、その要綱の中に有識者会議委員の要件や選定プロセス等は定められておらず、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたのかが、明確となっていない。

委員の就任期間は3年であり、再任は妨げないと規定されているが現在の委員のうち、2名の就任期間が長期化している。1名は福祉とケアマネジメント研究会代表であり、もう1名は日本福祉大学健康社会研究センター一研究員である。両名とも有識者会議が創設された時から就任している。

就任期間が長期化している委員2名は、介護給付分野への知見も豊富で有識者として適任であること、また会議創設当初からの状況を把握されている委員がいることで議論がスムーズに進むことから、長期にわたり就任していること自体は問題ない。しかし、その選定過程が書面で明確となっていないことから、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたかという委員としての選定過程を明確化することが望ましい。

長期間にわたり、関与してもらうことについては、良い面もある一方で新たな視点からの意見が出にくいということも考えられる。あまり長期化すると属人的となり、後任者の選定も難しくなることから、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたかを明確にすることで、そのようなリスクは避けることができるため、委員としての選定過程を明確化することが望ましい。

(6) 第4期愛知県介護給付適正化計画について【意見】

適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、3年ごとに介護給付適正化計画を策定し、取り組んでいる。

介護給付適正化計画策定に当たっては、介護給付適正化計画有識者会議で得られた助言を可能な限り、介護給付適正化計画に反映している。有識

者会議で得られた助言について、第4期介護給付適正化計画には十分に反映できず、今後の検討課題としているもの（継続及び推進すべきものを含む）がある。

給付実績の活用についての市町村支援の方法、見える化システムを用いた介護給付の分析を通じた給付適正化の体制構築について今後の課題が存在している。いずれも情報をいかに活用していくかという点がポイントである。

情報をどのように活用することが有効であるか、また各市町村の状況に応じた個別の指導を通じて、有効に活用できる体制をいかに整備するかといった課題に対して、今後の有識者会議での助言も踏まえ、より効果的な取組を検討し、介護給付の適正化に繋げていくことが望ましい。

8 介護福祉士等修学資金等貸付事業

○対象部局 福祉局福祉部地域福祉課

(1) 債権管理状況について【意見】

県は、事業の実施主体である社会福祉協議会より年に2回貸付事業債権管理状況について報告を受けている。平成30年度末の債権の管理状況は以下のとおりであった。

表13 平成30年度末の債権の管理状況

区分	債権者数	貸付残高
要領等（*）に則り、正常に管理できている者	1,049名	1,226,688千円
指定業務従事届未提出等、要領等に定める手続きが滞っているもの	86名	121,870千円
返還滞納者（未収未済者）	9名	4,834千円
合計	1,144名	1,353,392千円

（出典：社会福祉協議会作成資料）

*社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付事業実施要領、介護福祉士等修学資金貸付金規程、介護福祉士等修学資金貸付金規程施行細則等

社会福祉協議会は、貸付台帳から返還滞納者（未収未済者）を9名抽出してリストを作成し、県に報告している。ここで、この9名の抽出は、過去の担当者の判断を基に行われたものであり、一定の債権管理の基準により

抽出しているものではなかった。

また、社会福祉協議会はこの滞納者に対しては貸付金返済の督促、手続きを行っていない者に対しては届出の督促を行っている。しかし、この督促の手段や頻度などについては、一定のマニュアルや債権管理の基準はなく、各担当者が必要と考えた手段と頻度で督促を行っていた。

これらの社会福祉協議会の債権管理に関連して、県は、当該事業の実施主体はあくまで社会福祉協議会であることを理由に、債権管理の基準や方法については社会福祉協議会にゆだねている。そのため、社会福祉協議会がどういった抽出基準で返還滞納者（未収未済者）のリストを作成しているのかについて、把握をしていなかった。また、県は、社会福祉協議会がどういった手段や頻度で督促を行っているのかについて、把握をしていなかった。

債権管理については、各担当者の判断により行くと、他の担当者とのバラツキが生じてしまい、督促の効果について、組織全体としての水準が一定しない恐れがある。また、督促の効率性も悪くなることが懸念される。返還滞納者の抽出や督促については、一定のマニュアルや債権管理基準に従うことで、債権管理業務の有効性と効率性の確保が可能となる。そのため、貸付金の原資が県の補助金であることから、返還滞納者の抽出や督促については、一定のマニュアルや債権管理基準を県として定めさせることが望ましい。

また、当該貸付事業は、県の補助金を原資として社会福祉協議会が実施主体として行っている事業ではあるが、今後も県内において活躍が期待される介護福祉士の確保という目的を達成しうる安定した貸付制度とすることが望まれる。そのため、県としても、社会福祉協議会の債権管理方法や状況報告について助言・支援を行っていくことが望ましい。

9 介護福祉士資格取得支援事業

○対象部局 福祉局福祉部地域福祉課

(1) 支援制度の周知について【意見】

当該事業は平成 25 年度から行われているが、申請団体数、補助交付団体数および補助交付額は以下のとおり減少傾向にある。

また、平成 30 年度においては当初予算額 7,515 千円に対し、補助交付額は 470 千円とその予算に対する交付割合は 6.25%となっている。

表 14 団体数・補助交付額

年度	申請団体数	補助交付団体数	当初予算額 (A)	補助交付額 (B)	交付割合 (B÷A)
平成 28 年度	3	3	13,290 千円	1,846 千円	13.89%
平成 29 年度	4	3	7,797 千円	992 千円	12.72%
平成 30 年度	2	2	7,515 千円	470 千円	6.25%

(出典：福祉局福祉部地域福祉課作成資料)

これに関して、県は補助の対象となる介護事業者に対しては当事業の支援制度についての周知を図ってきたものの、研修実施機関に対しては周知を図ってこなかった。

介護福祉士資格取得支援事業の申請団体数及び補助交付額は減少傾向にあり、当初予算額に比した補助交付額は明らかに低調であるため、当該支援制度はほとんど利用されていないものといえる。

この利用が低調な理由として、当該事業における支援制度の周知不足が考えられる。県は研修実施機関に対して、当事業の支援制度についての周知を図ってこなかったことから、周知方法について検討の余地があるといえる。

今後は当事業の支援制度の周知方法について、見直しを行うことが望ましい。

10 地域づくり交流促進基盤整備事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 「地域包括ケアポータルサイト」の利用状況及び更新状況について【意見】

「地域包括ケアポータルサイト」の利用状況及び更新状況について、以下の検出事項がある。

- 「地域包括ケアポータルサイト」は平成 31 年 3 月 20 日に開設されたが、このポータルサイト開設に際して、県は NPO 法人等 197 団体、認知症カフェ及び職能団体 113 団体に対してポータルサイトへの登録を依頼している。しかし、下表のとおり令和元年 7 月現在の登録団体数は、35 団体に留まっており、登録団体の増加に向けて、9 月に全市町村に対して、通いの場についての掲載意向調査を実施している。

- サイトへのイベント登録数及び更新数並びにアクセス数について、下表のとおり、開設当初の3月から減少傾向にある。
- お知らせの掲載数について、下表のとおり令和元年7月現在、1件となっている。
- 利用者の声については、開設時から更新されていない。

表 15 「地域包括ケアポータルサイト」利用状況及び更新状況

	登録 団体数	登録地域包括 支援センター 数(分室含む)	更新数 (イベント登 録+更新)	アクセス数	お知らせ 件数	利用者 の声
H31.3	30	237	50	1,581	1	0
H31.4	4	7	6	616	0	0
R 1.5	0	3	0	408	0	0
R 1.6	1	0	2	332	0	0
R 1.7	0	0	0	412	0	0
計	35	247	58	3,349	1	0

(出典：福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室作成資料)

また、「地域包括ケアポータルサイト」では公式ツイッターのアカウントを開設しているものの、そのツイート数は、令和元年7月現在、1件となっている。

「地域包括ケアポータルサイト」において、利用者の住所から、担当地域の地域包括支援センターを検索できるようになっており、最も身近な総合的な相談窓口として情報が一元化され、地域住民の利便性に一定程度寄与している。

しかし令和元年7月現在で開設から5か月経過し、登録団体数35団体は、登録を依頼した団体数(NPO法人等197団体、認知症カフェ及び職能団体113団体)に比べて、決して多いとは言えない。また、更新数やアクセス数も開設時から伸び悩んでおり、お知らせの掲載数やツイッターによるツイートは3月の開設時からほとんど行われていない。現在の利用状況及び更新状況では、当初の目的である「地域包括ケアの情報の拠点」として十分に機能しているとは言えない。

登録団体数の増加のためには、このポータルサイト自体が、事業所等が登録したいと思うような魅力的なものである必要があり、そのた

めサイト自体の認知度アップが重要と考えられる。今後、ポータルサイトの周知に努めるなど、登録団体数の増加策の検討を行い、団体の活動や県としてのイベント情報を今まで以上に発信することが望ましい。

1 1 地域包括ケア相談体制整備事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 研修受講者からのアンケートについて【意見】

研修の企画・立案・運営については、地域包括ケアに関する専門的な知見を有する外部機関に委託している。そのため、研修の終了後に、研修事業の委託先から研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけている。

しかし、委託先が実施した研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査結果を入手していなかった。

アンケートの調査結果を入手することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となる。

今後はアンケートの調査結果を入手することが望ましい。

1 2 地域リハビリテーション専門職育成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 研修受講者からのアンケートについて【意見】

研修の企画・立案・運営については、リハビリテーションに関する専門的知見を有する外部機関に委託している。そのため、研修の終了後に、研修事業の委託先から研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけている。しかし、委託先が実施した研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査結果を入手していなかった。

アンケートの調査結果を入手することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となる。

今後はアンケートの調査結果を入手することが望ましい。

1 3 地域医療支援事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 研修受講者からのアンケートについて【意見】

認知症サポート医養成研修、薬剤師の認知症対応力向上研修の委託実施者からの研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけているものの、研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査を実施していない。

研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させるため、今後はアンケートを実施することが望ましい。

1 4 認知症介護者等養成研修事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課
福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 研修受講者からのアンケートについて【意見】

認知症初期集中支援チーム員研修の委託実施者からの研修結果（研修の目的や成果）について、報告をうけているものの、研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査を実施していない。

研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させるため、今後はアンケートを実施することが望ましい。

1 5 認知症介護実践者等養成事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 研修受講者数の低下傾向について【意見】

以下のとおり、平成28年度から平成30年度までの研修受講定員に対する受講者の割合の推移をみると、低下傾向にある。特に平成30年度の受講割合は大きく落ち込んでいる。

表16 研修受講者数の低下傾向について

■ 研修に対する受講割合

	28年度(※1)	29年度(※2)	30年度(※3)
研修回数	3	5	5
受講定員	500	750	750
受講者数	407	514	214
定員に対する受講割合	81.4%	68.5%	28.5%

※1 平成28年度

	期 日	会場	定員	受講者数
第1回	平成28年12月4日(日)	名豊ビル	200名	84名
第2回	平成29年2月16日(木)	ウィルあいち	150名	128名
第3回	平成29年3月12日(日)	ウィルあいち	150名	195名
計			500名	407名

※2 平成29年度

	期 日	会場	定員	受講者数
第1回	平成29年8月10日(木)	ウィルあいち	150名	117名
第2回	平成29年9月17日(日)	ウィルあいち	150名	103名
第3回	平成29年10月22日(日)	岡崎市福祉事業団	150名	86名
第4回	平成29年11月25日(土)	ウィルあいち	150名	110名
第5回	平成30年1月31日(水)	ウィルあいち	150名	98名
計			750名	514名

※3 平成30年度

	期 日	会場	定員	受講者数
第1回	平成30年9月17日(月・祝)	ウィルあいち	150名	18名
第2回	平成30年10月13日(土)	ウィルあいち	150名	36名
第3回	平成30年10月28日(日)	岡崎市福祉事業団	150名	74名
第4回	平成30年11月23日(金・祝)	ウィルあいち	150名	33名
第5回	平成30年12月19日(水)	ウィルあいち	150名	53名
計			750名	214名

(出典：福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室作成資料)

高齢化に伴い、認知症患者も増加傾向にあり、認知症介護の専門職の養成及び拡充は県の課題となっている。

その中であって、本研修は認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする、有意義な研修である。そのため、本研修には、より多くの専門職の方に参加してもらうことが望ましく、受講者の減少傾向は、決して楽観できるものではない。今後もこの受講者の減少傾向が続けば、認知症高齢者に対する介護サービスの基礎的な知識の普及を図ることは困難となる。

受講割合の低下の事実を踏まえ、開催場所、開催日などの参加しやすさを考慮するなど、その原因を分析し、より受講者を増やすための方策を検討することが望ましい。

1.6 認知症サポーター養成講座事業

○対象部局 福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症対策室

(1) 認知症サポーター養成講座の受講状況について【意見】

平成30年12月に「愛知県認知症施策推進条例」が制定され、条例第10条において「県は、県民が認知症に関する知識及び理解を深めることができるよう、必要な広報その他啓発活動を行うように努めるとともに、市町村、教育機関、関係機関及び関係団体と連携し、児童、生徒、学生、従業者等の認知症に関する学習活動の充実を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定められていることから、県が率先して認知症に関する知識及び理解を深めるためサポーター養成に取り組むこととなった。その取り組みの一環として福祉局及び保健医療局（旧 健康福祉部）本庁職員（非常勤職員を除く）の「認知症サポーター養成講座」の受講率の向上を目指し、平成30年度及び令和元年度の2か年間ですべての職員の受講を目指している。

しかし、その受講率は全体で53%にとどまっている。なかには受講率が30%台の課もある。

受講率を向上させるため、今後は課長等幹部が出席する会議を通じて欠席者を連絡するなど、すべての職員が受講できるように調整することが望ましい。

1.7 社会福祉法人等の指導監査事業

○対象部局 福祉局福祉部福祉総務課監査指導室

(1) 指導監査方法の見直しについて【意見】

県が実施している指導監査について、監査対象である社会福祉施設を例にとりて4年前と比較すると、平成26年度には560施設が対象であったのに対して、平成30年度には622施設が対象となっている。これに対して、指導監査を実施する監査指導室法人監査グループの人員数は平成26年度より、変化はなかった。このことから、指導監査にあたる担当者一人当たりの時間数が増加傾向にある。

県においては、指導監査実施要綱にある要件を満たす社会福祉法人や公益法人については、一般指導監査を3年に1回の周期で行っている。また、社会福祉施設については、指導監査実施要綱に従い、毎年実地監査もしくは書面監査を実施している。

ここで、県が対象としている社会福祉法人については、会計監査人を設置し、会計監査人が発行する会計監査報告において、「無限定適正意見」等が記載されている法人もある。厚生労働省の指導監査実施要綱においても、この場合には、最大で5年に1回の周期で一般指導監査を実施することが可能であるが、県においては、3年に1回の指導監査を実施していた。

指導監査にあたる担当者一人当たりの時間数が増加傾向にあることから、担当者の負担が増加している。しかし、これに対応して担当者数を増加させることは容易ではない。

そこで、指導監査の頻度を見直すことが考えられる。リスクを鑑みて、一般指導監査の頻度を減少させることができる法人については、積極的に頻度を見直し、1年間に実地調査を行う法人数を適切に調整することが望ましい。

(2) 指導監査に関する指摘事項の整理及び分析について【意見】

社会福祉法人等への指導監査において、不備のあった事項について文書指摘及び口頭指摘等の改善指導を行い、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図っているところである。そして、当該指摘内容に

について、年度ごとに県は取りまとめている。しかし、指摘内容を詳細に整理した分析は行われていない。

県が管轄する社会福祉施設の数、平成30年度末現在で622施設と、多数に上る。指導監査の担当人員も限られる中、指導監査はより効果的かつ効率的に実施する必要がある。

そのためには、過去の指導監査の指摘事項を、例えば類似の指摘事項の発生頻度や、指摘事項の重要性などについて体系的に整理・分析し、この分析結果を翌年度以降の指導監査の手續に反映し実施することが重要である。より詳細な分析を可能にするため、指摘事項の整理方法について検討することが望ましい。

(3) 指導監査結果のホームページでの開示について【意見】

県が実施している指導監査について、指導監査結果を県のホームページに開示を行っているが、項目の羅列にとどまっていた。

他の都道府県では、指導監査結果について、指導監査の実施状況、指摘の件数や全体の何割で同様の指摘がなされているかなど、体系的に分類した情報を開示している事例が多い。体系的に分類した情報を開示することで、

- 指導監査に関する透明性の向上
- 指導監査を受ける社会福祉法人において、他法人に対する指摘を参考に、法人運営等に関する再確認が可能となる

などのメリットがあるものと考えられる。したがって、現在よりも情報開示の内容を充実させ、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図ることが望ましい。